西宮市上下水道局施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、局が管理する別表に定める施設（以下「施設」という。）に勤務する職員等が当該施設内に通勤のため自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第１に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）を駐車すること（以下「駐車利用」という。）に関して必要な事項を定める。

（職員等の範囲）

第２条　この要綱において、「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1)　西宮市職員定数条例（昭和24年西宮市条例第45号）第２条に規定する定数内職員

(2)　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(3)　非常勤職員（前号に掲げる職員を除く。）

(4)　臨時的任用職員

(5)　その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める者

（駐車利用の申請）

第３条　駐車利用を行おうとする職員等は、上下水道局施設内駐車利用申請書（様式第１号）に、通勤届の写しを添付して、施設の管理責任者（以下「施設管理者」という。）に申請しなければならない。

（駐車利用の許可）

第４条　施設管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、当該施設に係る業務に支障がないと認める場合に限り、駐車利用を許可することができる。この場合において、施設管理者は、当該施設の管理について必要な条件を付することができる。

２　前項の規定による許可は、１月を単位とする。使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の駐車についても、同様とする。

３　第１項の規定による許可を得ていない職員等で、次の各号のいずれかに該当するものは、一時的な駐車利用について施設管理者に許可を求めることができる。

(1)　出張、介護（面会）、通院その他の事由により公共交通機関を利用して通勤すること

が著しく困難であると施設管理者が認める者

(2)　公共交通機関が事故等で利用できない者

4　施設管理者は、前項の規定により一時的な駐車利用を許可したときは、台帳を作成し、当該利用の状況を管理しなければならない。

5　水防又は防災指令の発令その他業務上の緊急呼出しに応じて出勤する者については、第１項又は第３項の規定による駐車利用の許可を要しない。

（駐車の条件）

第５条　前条の規定により駐車利用の許可を受けた職員等（以下「利用者」という。）は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

(1)　駐車にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。

(2)　施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。

(3)　施設で行事等が行われる場合は、施設管理者が実施する駐車制限に従うこと。

2　利用者（前条第３項の規定により一時的な駐車利用の許可を得た者を除く。）は、保険金額が無制限である対人賠償保険に加入しなければならない。

（駐車許可証の交付）

第６条　施設管理者は、第４条の規定により駐車利用を許可したときは、駐車許可証（様式第２号）を交付する。

2　駐車許可証の交付を受けた利用者は、施設内に駐車するときは、当該自動車内の外から確認できる位置に駐車許可証を掲示しなければならない。

（駐車料の額）

第７条　利用者は、別表に定める駐車料を納付しなければならない。ただし、第４条第３項の規定により許可を受けた者が１月において駐車する日数が５日以下の場合は、当該月の駐車料は徴収しない。

（駐車料の徴収方法）

第８条　第２条第１号から第４号に定める職員の駐車料は、原則として、駐車した月の翌月に支給される給与、報酬又は賃金等から控除することにより、徴収する。

2　第２条第５号に定める者及び前項の方法による徴収ができない職員の駐車料は、駐車した月の翌月末日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、順次繰り下げた日）までに納付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、第４条第１項の規定による許可の期間が複数月の場合は、複数月の駐車料を合わせて徴収することができる。この場合において、徴収する月数及び納付期限は、管理者が定めるところによる。

（駐車料の減免）

第９条　身体障害者その他管理者が特に必要があると認める場合は、駐車料を減免することができる。

（駐車利用の中止・変更の申請）

第 10 条　利用者は、当該駐車利用を中止し、又は許可を受けた内容を変更しようとするときは、上下水道局施設内駐車利用（中止・変更）申請書（様式第３号）により施設管理者に申請しなければならない。

２　施設管理者は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、上下水道局施設内駐車利用（中止・変更）許可書（様式第４号）を申請者に交付するものとする。

（駐車利用の許可取消）

第 11 条　施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車利用の許可を取り消すことができる。

⑴　許可を受けた施設の業務に支障を生じることとなったとき。

⑵　許可に付した条件又は第５条に規定する駐車の条件に違反したとき。

⑶　駐車料の納付を１月以上滞納したとき。

⑷　その他施設管理者が許可の取消しを必要と認めたとき。

２　施設管理者は、前項の規定により駐車利用の許可を取り消したときは、上下水道局施設内駐車利用許可取消通知書（様式第５号）により、通知するものとする。

（駐車許可証の返還）

第 12 条　前２条の規定により駐車利用を中止し、若しくは駐車利用の許可を取り消された利用者又は第４条第１項の規定による許可の期間を経過した者は、速やかに第６条の規定により交付された駐車許可証を施設管理者に返還しなければならない。

（損害賠償）

第 13 条　利用者は、自動車を施設内に駐車する場合において、当該施設、附属設備その他の財産を毀損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

（局の免責）

第 14 条　施設内において生じた駐車利用に係る事故及び損害については、局は賠償の責

めを負わないものとする。

（委任）

第 15 条　この要綱に定めるもののほか、駐車利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付　則

この要綱は、平成 19 年４月１日から実施する。

付　則

この取扱いは、平成 20 年４月１日から実施する。

付　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から実施する。

付　則

１　この要綱は、平成 26 年 10 月１日から実施する。

２　この要綱の実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間、鳴尾浄水場、越水浄水場、丸山浄水場、北山配水所、中新田浄水場及び甲子園浜浄化センターの駐車利用に係る駐車料については、別表中「2,500 円」とあるのは「2,000 円」と読み替えるものとする。

別表（第１条、第７条関係）

対象施設	金額（月額）
鳴尾浄水場　越水浄水場　丸山浄水場　北山配水所　中新田浄水場 甲子園浜浄化センター　枝川浄化センター	2,500 円